

条 例

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十六号

本多静六博士奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

本多静六博士奨学資金貸与条例（昭和二十八年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「修業年限が二年以上の専門課程」を「専修学校にあつては、専門課程でその修業年限が二年以上であるもの又は専攻科」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。